

都市計画

金沢の歴史文化保全施策

Urban Conservation Policy in Kanazawa

西村幸夫

Yukio Nishimura

東京大学先端科学技術研究センター教授／1952年生まれ。東京大学都市工学科卒業、同大学院修了。工学博士。都市計画。著書に『都市保全計画』、共著に『図説 都市空間の構想力』。1996年日本建築学会賞(論文)受賞。

点から面、そして都市自体へ

伝統的な建造物を、単体としてではなく群として評価をするという新しい視点は、周知のように、妻籠宿から始まった。1965年ごろのことである^{※1}。文化財の概念を点から面に広げ、伝統的建造物群保存地区という制度を生み出したという意味で妻籠の果たした役割は大きかった。ただし、この制度が対象としているのは、当然ながら、伝統的な建造物が面的に残っているところだけであって、そうしたものが残っていない地区はまったくフォローされないことになる。妻籠宿のように集落のほぼ全域が保全の対象となる場合は問題がないが、そうでないところでは、保全すべきところとそうでないところが画然と区別されざるをえないという問題が残されている。

こうした課題を乗り越えて、都市や集落全体の歴史的な価値を評価し、これを総体として保全していくような施策が求められることになる。ただし、こうした発想は、国全体が開発熱のただ中にあった高度経済成長期では生まれる余地がほとんどなかったと言える。

当時、この問題に対してひとつの対処法を示したのは各地での歴史的環境保存運動の末に議員立法によって1966年に制定された古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法であった。しかし、同法は、古都保存法というその通称とは異なり、歴史ある都市の近郊緑地を保存することに注力したもので、対象となる都市も、かつて都のおかれた「古都」に限られていた。これが当時の保存と開発の力関係だったと言える。

こうしたなか、単独の自治体として敢然と都市の伝統的な環境をひろく保全することを日本で初めて定めたのが金沢市の伝統環境保存条例(1968)であった。歴史ある金沢が古都保存法の対象にならなかったために自力で条例を制定したという側面もあった。

同条例は、「都市開発に伴う金沢市固有の伝統環境の破壊を極力防止するとともに、近代都市に調和した新たな伝統環境を形成して、後代の市民に継承する」(第1条)ことを目的としている。また、ここで言う「金沢市固有の伝統環境」は「樹木の緑、河川の清流、新鮮なる大気につつまれた自然環境及びこれらに包蔵された歴史的建造物、遺跡等で形成される市民の環境」(第2条)と定義されている。市長は伝統環境保存区域を指定することができる(第4条)とされ、保存区域内の一定規模以上の現状変更行為は届出制とされた(第5条)。

今日的視点からすると、強制力を持たない理念的な宣言条例にすぎないと言うこともできるが、景観条例はおろか伝統的建造物群保存地区の制度もなかった当時、こうした条例を全国に先駆けて制定した意義は大きい。

この条例のもと、同じ1968年に寺町寺院群・卯辰山山ろく寺院群・長町武家屋敷群・野田山墓地一帯の4区域計76.56haが伝統環境保存区域に指定された。続いて翌1969年には4区域を拡大して、面積は合計393.23haに達している^{※1}。当初から非常に広い範囲に区域指定がなされていたことから、本条例が単に限定された歴史的町並みを守るだけでなく、周辺の山麓部や河川まで含めた都市の個性を守るための施策であったことがうかがえる。

同条例は伝統環境保存区域の指定によって面的な地区保全を目指した日本初の条例であるが、このように実際の区域指定の状況、ならびにその後の金沢市の施策展開を見ると、都市全体の進路として、歴史をベースに、多彩な施策を総動員して都市の魅力を高めていくという、面の保存を超えた都市づくりのあり方にまで政策を広げていくところに至っていることがわかる。こうした施策へ展開する契機を有していた点で、1968年の金沢市伝統環境保存条例は画期となった条例であった。

歴史的環境の保全の問題を文化財保護の視点を超えて、

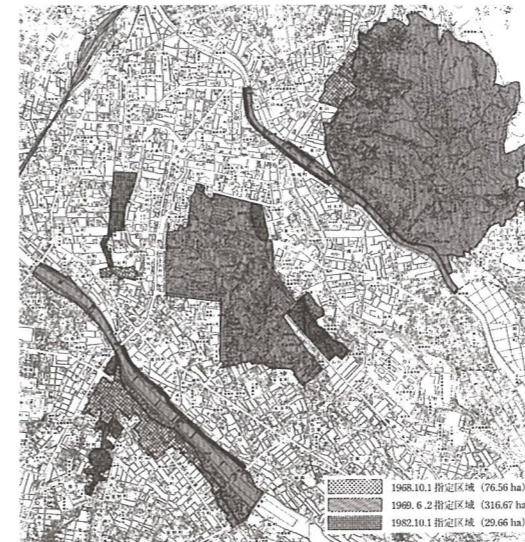


図1 金沢市伝統環境保存条例による初期の伝統環境保存区域(1968,1969,1982指定)、金沢市資料
[出典=西村幸夫『都市保全計画』(東大出版会、2004)p.151]



図2 金沢市景観計画におけるまちなか周辺部の景観形成区域
[出典=『金沢市景観計画』(金沢市、2009)p.22]

都市政策の課題とした点で、金沢市の姿勢は際立っている。同様の施策をリードしていった都市として京都市を挙げることができるが、大都市京都にはより多様な都市政策の選択肢があったのに対して、ひとまわり規模が小さい金沢の場合、ほぼこの一筋の道をたどってきたのである。その意味で金沢は歴史や文化を都市政策の軸に掲げる地方都市のパイオニアであった。

多様な施策の展開

伝統環境保存条例ののち、金沢市は斜面緑地や「こまちなみ」、歴史的な用水、社寺風景、夜間景観、郊外部の沿道景観など、相次いでさまざまな歴史遺産の保全を目指す条例を制定している。本家の伝統環境保存条例も1989年には、金沢市における伝統環境の保存および美しい景観の形成に関する条例と改正され、景観の保全と創造が同一施策の平面で扱われるようになった。伝統環境保存区域も当初の4区域から、2002年には36区域1,885ha余まで広がっている。さらに2009年に景観法に基づく新しい景観条例が公布され、旧市街のほぼ全域を景観形成区域指定がカバーするに至っている^{※2}。

2004年に景観法ができ、景観行政団体になっている地方公共団体の数は2015年9月末現在、673団体に達し、景観計画の策定も492団体にのぼっている。また、2008年にはいわゆる歴史まちづくり法が制定され、歴史的風致維持向上計画を策定した都市は2016年1月末現在、51都市になり、その数は現在も増え続けている。

都市政策としてこうした法律をもとに歴史を活かした施策

をつくったことを思わざるをえない。

金沢市の施策がユニークなもうひとつの点は、ここまで挙げた物的空間の保全整備策と並行して、その背後の文化に光を当てている点である。1996年に設立された職人大学校は高度な伝統技法の伝習の場として機能している。2009年にはユネスコの創造都市(クラフト分野)にアジアで初めて認定されている。さらには1999年からの旧町名の復活や2004年の金沢21世紀美術館の開館、2009年の近江町市場の再開発、2010年の「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」の重要文化的景観選定などの一連の文化的な政策もその路線にあると言える。文化を生み出すのは人であり、人が活躍する舞台として、同時に人を惹きつける器として、それにふさわしい都市が必要なのである。

振り返って、1968年の金沢市伝統環境保存条例の射程を考えると、歴史的な町並み地区を超えて、都市の一般的な景観政策に行き着いただけでなく、さらにそうした都市の物的環境の整備の先に、これらを都市の文化政策の一環としてとらえるところまで届いていったと言える。

高度経済成長まっさかりの1968年の段階で、伝統環境保存という題目を唱えること自体、勇気のいる文化的チャレンジだったと言える。そこには地元金沢に対する愛着と都市の将来像に関するゆるぎない確信があったのだろう。今日私たちが真に学ぶべきなのは、逆風の時代にあっても、都市政策として正面から文化に取り組んでいった金沢市の姿勢そのものではないだろうか。

※1 西村幸夫『町並み保存運動』由来記(『証言・町並み保存』西村幸夫・埴正浩編、学芸出版社、2007)